

令和4（2022）年9月22日

宇都宮商工会議所会員事業所共済制度

「ふれあい共済」加入事業所 各位

宇都宮商工会議所

会員事業所共済制度「ふれあい共済」 新型コロナウイルス感染症における
「病気入院見舞金」給付対象の変更について

当所では、新型コロナウイルス感染症と診断され、医師や保健所等の判断により宿泊施設または自宅療養をおこなった場合に、その療養を「みなし入院」として、病気入院見舞金をお支払いしてまいりました。

今般、政府において、9月26日（月）から新型コロナウイルス感染症にかかる発生届の範囲を全国一律に重症化リスクの高い方に限定するとした発表や、本共済制度引受保険会社における「みなし入院」の取扱い変更を受け、当所の入院見舞金につきましても、お支払いの対象を、重症化リスクの高い下記の方に限定する取扱いとさせていただきます。

なお、今後法令の改正等がなされた場合には、必要に応じて対応をさせていただきますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

- 1 65歳以上の方
- 2 入院を要する方
- 3 重症化リスクがあり、新型コロナ治療薬の投与または新型コロナ罹患により酸素投与が必要な方
- 4 妊婦の方

※ 本制度の内容等につきましては、当所HPよりご確認下さい。

本件担当
宇都宮商工会議所 総務部 共済制度係
電話 028-637-3131
FAX 028-634-8694